

平成29年度第1回三重県新エネルギービジョン推進会議議事概要

1. 日時 平成29年8月3日（木）13：30～16：30

2. 場所 多気町民文化会館 2階会議室

（多気郡多気町相可 1587-1）

多気バイオパワー

（多気郡多気町西山 533-12）

3. 出席者 委員18名のうち、16名出席（別記1）

4. 会議の概要

平成29年8月3日（木）に平成29年度第1回三重県新エネルギービジョン推進会議を開催し、新エネルギー施策の課題について意見交換を行いました。

また、株式会社中部プラントサービスの多気バイオパワーの視察を行いました。

5. 主な意見

（座長）情報、コミュニケーション、ネットワークといったキーワードが出ているが、これらの面で問題点は何か検討しているか。

（事務局）本年度は太陽光発電のガイドラインを策定し、地域住民とのコミュニケーション不足によるトラブルを減らし、適正導入が図られるよう取り組んでいる。新エネルギービジョンの取組としては、エネルギー関連の産業振興が弱いと考えており、企業とのネットワークを深めていきたい。

（委員）前回の会議で、景観等に配慮すべき区域を定めるべきと意見をしたが、ガイドラインを具体的に作っていただき評価をしている。ただし、他県ではガイドラインに沿って事業者が開発を進め、例えば住民説明などの配慮をしていたとしても、感情的なところで導入に反対されたり、住民訴訟になるケースが生じている。ガイドラインの策定は良いが、そういう問題について県はどのように対応するのか。

（事務局）ガイドラインはスタートしたばかりであり、今後情報を集めてデータベース化しなければならない。ガイドラインは、地域とトラブルを起こして事業がうまくいかなくなるリスクを少しでも抑えられるように、事前に地域住民への説明やコミュニケーションをとる機会を設けることで、感情的なトラブルを抑えられると期待している。事業者から相談を受けた場合は、そうした説明を行っていく。

（委員）ガイドラインを作ってもらい、胸をなでおろしている。伊勢志摩に行くときよくこの問題を耳にする。伊勢志摩の一番の観光名所にこうした施設を作って良いのか、志摩市の方々も心配している。廃止届については、10年、20年後に太陽光発電施設を廃止する際、事業者が適切に処分するのかを地域住民は心配しているため、その対策について具体的に検討いただきたい。

（事務局）全国共通の問題であり、自治体別に対応していくのはなかなか難しい部分もあるため、国にも要望をしていかなければならないと考えている。

（委員）太陽光発電の導入量10位は立派な数字であるが、もう一つ別の視点として、雇

用の創出といった視点も入れていただきたい。雇用の創出に結びつくのであれば、地域住民の理解も得やすくなる。また、導入量の部分で、三重県は比較的大規模のものが多く、家庭用が少ないようだが、理由は何故か分析しているのか。

(事務局) 人口が多い県は相対的に家庭用が多くなっている。

(委員) その辺りをもう少し分かり易く表したほうが良い。

(委員) ガイドラインには強制力を持たせることはできず、国も同じと思う。内容は良くできているが、何かあった場合、公表することが唯一太陽光発電事業者にとっての制約となっている。地域住民ともめた場合、県が仲介するのは現実的に難しいと思うため、強制力はなくとも何か意見ができるような第三者機関の仕組みができないか。

(委員) 三重大学の学生が、三重県内に太陽光発電が設置されている箇所について地図上に印をつけたところ、ほとんど平野部が埋まっている状態であった。更に、太陽光発電が設置された場所が過去にどのような場所であったかを調べると、農地、山地が多いことが分かった。これが三重県の現状であり、新エネルギーの推進という観点からは、太陽光発電の設置が進んだのは良いと思うが、農作物・林産物の生産が減少するという面では大きな問題と考えている。現在、ソーラーシェアリングの研究・実証実験を行っており、今後のあるべき姿として提案していきたい。

ガイドラインができて良いと思うが、事業概要書の市町提出先が環境課や保全課となっており、例えば農地については各市町の農業委員会が農地転用の許可を行っていることから、事業概要書提出時には受け付けた課が責任を持って農業担当課へ話を持っていき、なおかつ、農業委員会でしっかり議論することを位置づけておくことが必要である。

また、太陽光発電施設の所有者が県内の事業者かどうかを調査することも考えている。三重県内の施設は多くが県外事業者のものであり、農地・山地を提供し、売電収入は県外企業のものになるのでは、三重県は土地だけを提供していることになる。新エネルギーの推進により施設を増やすだけではなく、三重県の経済の振興になっているかを考えることも必要である。

(事務局) FIT制度は経済産業省が所管する制度であり、これまで地方自治体が事業者に対して何か言えるものではなかった。今回、ガイドラインを策定したことにより、県、市町が事業者に対し意見を伝えることができるようになった。第三者機関の設置についてはハードルが高く、今後運用していくなかで地域の総意が何かという問題も起きてくると思っており、まずは県、市町のほうで地域住民の意見をできるだけ反映できるよう事業者に求めていきたい。

新エネルギーの推進と雇用の創出や経済の振興の関係について、どのような形で指標化できるか分からないが、委員の方々に相談し、勉強していきたい。

(座長) 太陽電池の普及という、今までなかった新しい経験をしているので、いろんな問題が起きるのは当然であるが、新しい文化を築く大きなチャレンジをしているという視点で取り組んでいただきたい。

- (委員) 以前、三重県では新エネルギーについて独自の定義をしていると聞いて、すばらしいと感じた。今回も県独自のガイドラインを作られたとのことで、三重県民のために独自色をもった運用をしていただきたい。強制力がなくても、みんなの気づきになるようであれば良い。また、今後は太陽光だけでなく木質バイオマスなど他の再エネについても追々整備していただきたい。
- (委員) 農地利用でソーラーシェアリングを行う場合、FIT制度は20年間の買取制度だが、底地の農地の利用に関しては3年ごとの一時転用となるため、発電事業者と農家の方がタッグを組んで事業検討をしようとしても、事業者に融資がつかないなどの資金調達の問題がある。管轄する省庁が異なるためだと思うが、そこをなんとかしなければ、休耕地・未利用地の活用はできないと感じている。
- (委員) ガイドラインが策定されたことを契機に、市町の役割としてコミュニケーションを配慮すべき地域住民の範囲を事業者に示し、説明会については農業委員会がしっかりと対応し、守るべき農地やそうでない農地など明確な方向性を持たないといけないと考える。
- (委員) 伊勢おはらいまちは景観地区として指定されており、観光資源として景観を守りたいという観点から太陽光発電の設置を認めないこととした。
一方で、防災の観点から、避難所に太陽光発電を設置することで、市民が安心して生活できるという面もあり、公共施設などにそうした設備を導入することで、環境・エネルギーが身近になると感じている。また、次世代の子供たちに向けた環境・エネルギー教育の普及についても推し進めていただきたい。
- (委員) 新エネルギービジョンの取組の中で、継続的に子供や高等機関などに普及を進めていることは、10年20年後につながるものと感じている。
- (委員) ガイドラインが策定された一方で、太陽光発電は防災にも係るものであり、本日議論いただいた視点をいれながら学校教育・社会教育を進めていきたい。
- (委員) フランスに続いてイギリスが2040年までにガソリン車やディーゼル車を全廃するという動きがある。再エネの先進国欧州の流れは必ず日本にやってくると考えている。FITの期限もあり、今まで売っていた電気を自分たちで使う自家消費型の時代が来ると考える。さいたま市では、プロジェクトとして公共施設に太陽光・普通充電器・蓄電池をセットで年に2、3件で設置していくという動きもあるように、他の自治体の動向、世界の潮流を鑑みながら活動してもらいたい。
- (委員) バイオマス発電も含めて、エネルギーの完全利用、各工場の余剰蒸気の使い方についても検討すると良い。新エネルギーを作るのも大事だが、省エネと同時に使い切るというのも一つの方法であると考えている。
- (委員) 昨年度IoT活用事例調査をされ報告書をまとめられたが、その中には生産効率をあげている事例があり、それらは省エネが附随しているケースが多く見受けられる。すなわち、省エネ＝生産効率の向上となる。
県内のIoT活用事例の中から、省エネ、IoTを活用して新エネの効率をあげた事例を抽出するなどして、県内の多くの事業者にも普及できないか。そういっ

た視点を持っていくことで、新エネルギー取組方向2の高度利用の推進、省エネを活用したまちづくりの推進などに展開できるのではないかと考える。

(委員) バイオマス発電所はこれからも右肩上がりが増えていくと思うが、熱の利用となると農業や環境事業になると考える。例えば、ミドリムシ培養などバイオリファイナリーの分野が活躍する時代が来たと感じるし、また、来ないと雇用喪失となる。耕作放棄地もあり、いろんな問題があるが、農業政策も含めて手をうっていかないといけない。

(座長) 社会的状況が変わりつつある中で、制度づくりも大変な状況を迎えているという感覚がある。

(委員) 新エネルギーの資料にあるように、国では2030年にエネルギーミックスで再エネの割合を22～24%にする目標を掲げている。太陽光発電に偏っているが、今回のFIT法の改正により、基本的には昨年度末までに接続契約がされていないところは認定が失効することになる。本日県が示したデータは失効前のものなので、今後データが反映されれば、より実態に近い運転状況が示されると思う。

ガイドラインに関しては、国は太陽光だけでなく、風力、水力、バイオマスでも策定している。三重県では、太陽光について深堀し、エリアを設定するなど実のあるガイドラインを作っていた。ただし、ガイドラインで求めている事業概要書提出の存在を知らずに提出を行わなかった事業者に対して、どのように対応していくのか予め検討しておく必要がある。法令・条例の違反があれば、今回のFIT法改正により国は認定の取消ができるようになったが、あくまで法令・条例違反が前提なので、ガイドラインの違反だけでは認定を取り消せない。それらをふまえながら関係部署と連携をとって進めていけたらと考えている。

三重県は環境にも恵まれ、今回太陽光のガイドラインを作成されたが、海辺が多く風力の立地地域としても恵まれた地域であるため、今後検討が必要になるのではないかと。

(座長) 風力についてもそうだが、エネルギーの問題はいろいろ考える必要があり全体を見るのが難しいように思う。

(委員) 現在バイオマス発電の認可が下りている明和町・玉城町で計画されている施設はいずれも一般材を利用するもので、海外からの輸入材およびPKSを使用する予定である。今年、経済産業省は一般材を利用するバイオマス発電所に多くの認可を出しているが、10万kW、20万kWなど規模の大きなものが多く、燃料を海外から輸入し海に近い地域で発電するというものなので、新エネ推進とはいえ、未利用材を使用し林業・林産業と結び付けてその振興を図りながら木質バイオマスを展開する計画とは一線を画すものである。

今後の新エネルギーの推進にあたっては、地域の未利用材を使った木質バイオマスの小規模分散型の推進を取り入れていただきたい。燃料を持続的に使うことが大事であり、海外から輸入する燃料に持続可能性があるのか担保は全くない。その辺りの視点をもった木質バイオマスのガイドラインも必要と考える。

(座長) もともとバイオマスは未利用材・廃材を使うのが大前提だったように思う。経済原理で動くと利益を求める方向に動いてしまう。そう考えると再エネは経済原

理だけで動くとは危ない存在かもしれない。FIT制度はまずは再エネを普及しようという目的で始まった制度だと考えるが、その導入を受けて色々な問題が顕在化してきた。現在は、その中で次の段階どうするのかという第2段階に入ったように感じる。

これからは持続可能性という問題を含めて、再エネ・環境問題についてどうするか真剣に考えていく段階に入ったと考える。

(別記1) 平成29年度第1回三重県新エネルギービジョン推進会議 出席者名簿

氏名	役職名
浅井 敬介	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長
井川 祐和	大和ハウス工業(株) 本店環境エネルギー事業部 事業部長
加川 大樹	本田技研工業(株) ビジネス開発統括部 スマートコミュニティ企画室 主幹
小西 千晶	東芝インフラシステムズ(株) ビル・施設ソリューション推進室 参事
坂本 竜彦	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
先浦 宏紀	(株)三重銀総研 総務部長兼調査部主席研究員
高橋 幸照	水土里ネット立梅用水 事務局長
田丸 浩	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
辻 保彦	松阪木質バイオマス熱利用協同組合 理事長
◎手塚 哲央	京都大学大学院 エネルギー科学研究科 教授
野呂 茂樹	(株)百五銀行 地域創生部長
(代理出席) 滝川 充	(株)百五銀行 地域創生部 課長
<small>ほんない</small> 坂内 正明	三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 特任教授
藤田 真人	富士通(株)三重支店長
前田 世利子	伊勢おはらい町会議 会長
八木澤 淳	三菱ケミカル(株)情報電子本部OPV事業推進室 営業部長
矢口 芳枝	(一般社団法人)四日市大学エネルギー環境教育研究会 副会長兼事務局長

※敬称略 五十音順、◎座長